

健長第 2 2 5 2 号

令和 4 年 8 月 2 9 日

各高齢者福祉施設管理者 殿

山梨県福祉保健部健康長寿推進課長

(公 印 省 略)

就業制限及び療養証明の扱いについて (通知)

平素より、新型コロナウイルス感染拡大防止対策への御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

このことについて、本県においては療養者に対して感染症法第 18 条に基づく就業制限を行い、就業制限解除の通知をもって療養を証明する書類としています。しかし、新規感染者数が全国的にこれまでで最も多い感染レベルを更新し続けており通知発行事務により保健所業務がひっ迫することを防ぐため、「オミクロン株の BA.5 系統への置き換わりを見据えた感染拡大に対応するための医療機関・保健所の負担軽減等について」(令和 4 年 7 月 22 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡 (令和 4 年 8 月 16 日一部改正)) に基づき、令和 4 年 8 月 2 0 日から就業を行わないことについて陽性者の協力が得られる場合、感染症法第 18 条に基づく就業制限に係る通知を行わないこととします。

つきましては、このことをご承知おきいただくとともに貴施設の職員の皆様へ周知をお願いいたします。

また、療養を証明する書類の発行については、保健所が対象者へ速やかに HER-SYS ID を通知し My HER-SYS の利用について協力を求めることとします。My HER-SYS が使えない者やみなし陽性者に対しては、申請に基づき紙媒体で療養証明を発行します。

なお、感染急拡大の影響により発行・送付まで約 2 か月を要する状況でありますので御理解の程宜しくお願いいたします。

福祉保健部健康長寿推進課

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内 1-6-1

e-mail: chouju@pref. yamanashi. lg. jp

・介護サービス振興担当 TEL : 055(223) 1455

・介護基盤整備担当 TEL : 055(223) 1451